

地籍調査についてのアンケート調査結果

地籍調査とは、土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。

土地の位置や形状などを示す情報として登記所に備え付けられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図等を基にしたものであり、境界や形状などが現実と異なっていたり、面積が正確でない場合があります。

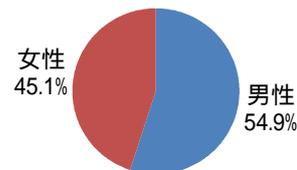
このため、まちづくりや災害復旧などの際に、土地の境界の確認に時間がかかり、事業の遅れにつながるなどの問題が生じていますが、地籍調査が行われることによってこうした問題が解消され、また、土地取引の円滑化にもつながります。

この地籍調査の推進にあたり、その認知度等を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査時期 平成24年8月
 対象者 県政モニター360人
 回答数 284人(回収率78.9%)
 担当課 県民活動生活課

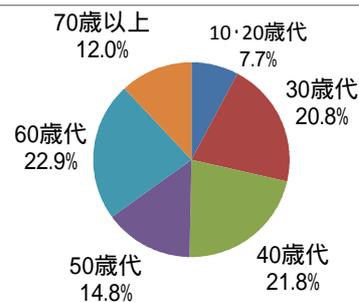
【属性】 性別

項目	人数(人)	割合(%)
男性	156	54.9
女性	128	45.1
合計	284	100.0



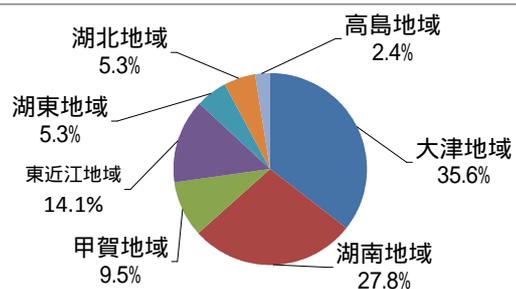
年代

項目	人数(人)	割合(%)
10・20歳代	22	7.7
30歳代	59	20.8
40歳代	62	21.8
50歳代	42	14.8
60歳代	65	22.9
70歳以上	34	12.0
合計	284	100.0



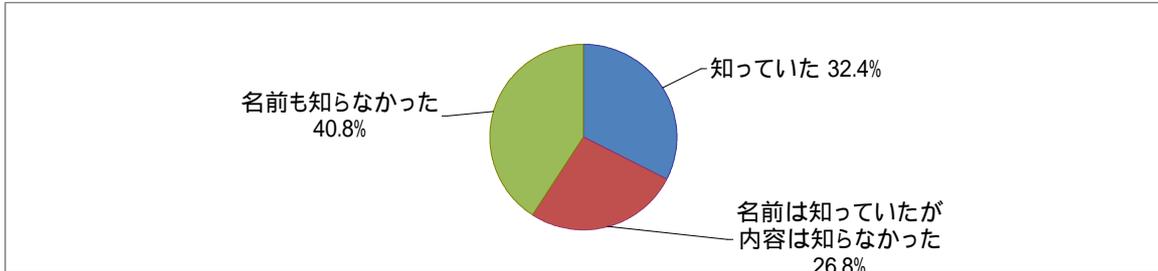
地域

項目	人数(人)	割合(%)
大津地域	101	35.6
湖南地域	79	27.8
甲賀地域	27	9.5
東近江地域	40	14.1
湖東地域	15	5.3
湖北地域	15	5.3
高島地域	7	2.4
合計	284	100.0



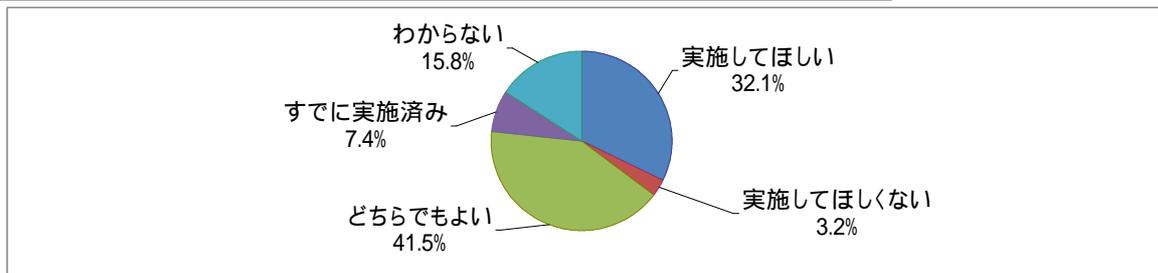
問1 地籍調査のことを知っていましたか。

項目	人数(人)	割合(%)
知っていた	92	32.4
名前は知っていたが内容は知らなかった	76	26.8
名前も知らなかった	116	40.8
合計	284	100.0



問2 お住まいの地域で、地籍調査を実施してほしいと思いますか。

項目	人数(人)	割合(%)
実施してほしい	91	32.1
実施してほしくない	9	3.2
どちらでもよい	118	41.5
すでに実施済み	21	7.4
わからない	45	15.8
合計	284	100.0

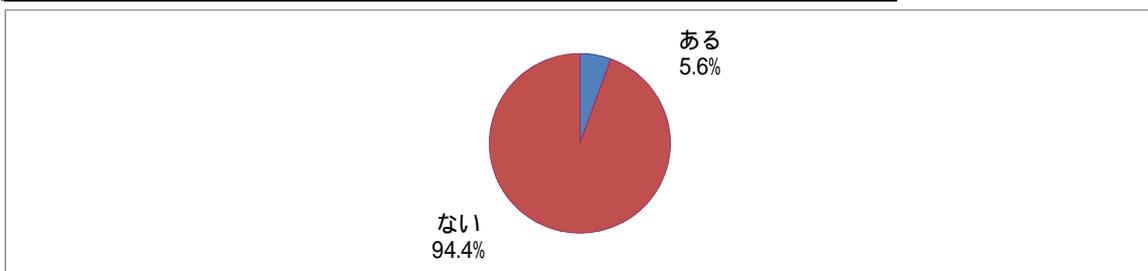


問3 【問2で「実施してほしくない」と回答した方】地籍調査を実施してほしくないと思う理由は何ですか。

売買をする時に必要に応じて行えばよいもので、行政の経費を避ける観点から不要不急の調査は無駄である。
計画的に開発された土地に住んでいるので必要ないと思うから。
万が一今の境目と違うことがわかったとしても、ご近所さんと関係も悪くなりそうだし、主張したくない。
マンションで必要性をかんじない

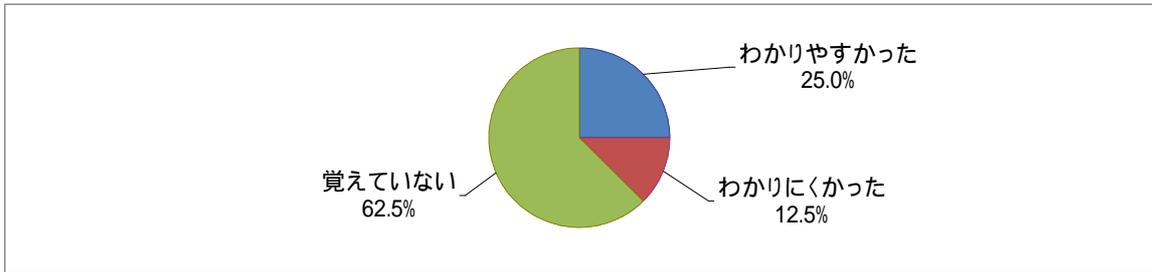
問4 県では、地籍調査に関する広報の一環として、県内各地の商業施設などで、パネルの展示を行っています。これを見たことがありますか。

項目	人数(人)	割合(%)
ある	16	5.6
ない	268	94.4
合計	284	100.0



問5 【問4で「ある」と回答した方】展示の内容はわかりやすかったですか。

項目	人数(人)	割合(%)
わかりやすかった	4	25.0
わかりにくかった	2	12.5
覚えていない	10	62.5
合計	16	100.0



問6 【問4で「ある」と回答した方】今後の展示について、どのようにするのがよいと思いますか。

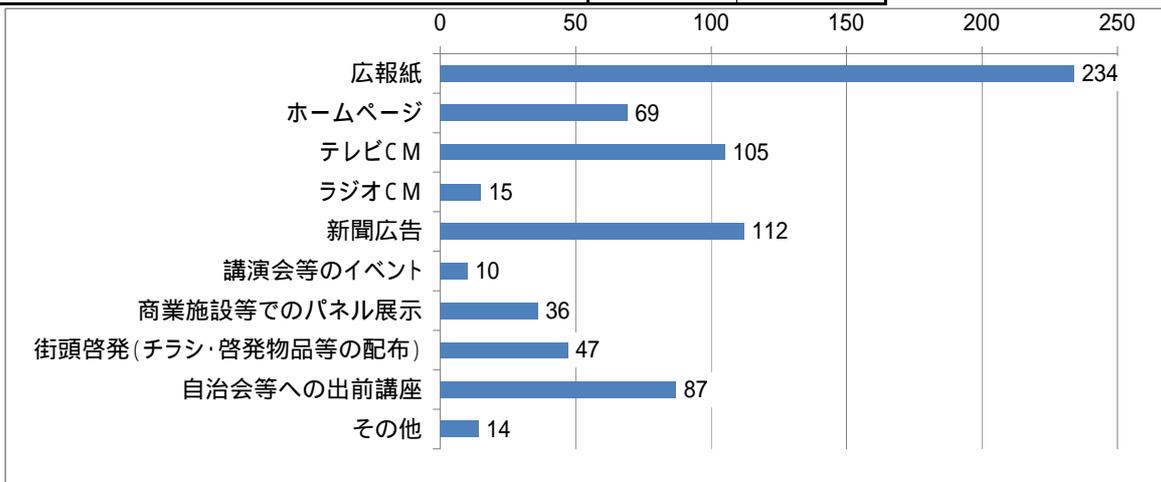
法務局でポスターを見た程度だったと思うが、政策の一環で「…しなければならないもの…」あるから、その問題が発生している古くからの地域を絞り込み、その自治会館、公民館等に展示したほうが効果的であ地籍調査の目的や必要性をインパクトあるパネルにした方がいいと思います。地籍調査自体に知名度が少ないと思うので回数を多くすることも良いと思います。

写真の展示だけでなく、分かり易く字も大きくして欲しい。

音声付きで説明するのが良い。

問7 地籍調査のことを知っていただくために、どのような方法で広報を行うのがよいと思いますか。(回答は3つまで)

項目	人数(人)	割合(%)
広報紙	234	82.4
ホームページ	69	24.3
テレビCM	105	37.0
ラジオCM	15	5.3
新聞広告	112	39.4
講演会等のイベント	10	3.5
商業施設等でのパネル展示	36	12.7
街頭啓発(チラシ・啓発物品等の配布)	47	16.5
自治会等への出前講座	87	30.6
その他	14	4.9



問8 地籍調査に関する御意見等、自由にお書きください。(主なものを掲載)

コストがかかることなので、地域の必要性を考えて優先順位をつけて行って欲しい
個人の私有財産を調査するのであるから、使用目的を明確にして調査対象者の同意を売る必要がある。調査に同意する場合は良いが、調査を拒否した場合の対処も明らかにする必要がある。調査をすると言う事をもっと周知徹底させることが需要である。特に、調査した結果をどのように使用するのか、調査結果を各個人に知らせるのが等広報する必要がある。このままでは調査を拒否する人が多数出ると考える。
マンションなどの住民が増えた今、土地所有の意味を薄れているため「地籍調査」を全国どんな地域でも行い、明確にしておく事が将来の問題を減らすことに繋がる。また「地表の標識」は東北大震災などに備え「GPS」で明確な知籍を作る必要があると思います。
森林の境界線の明確化はどの程度進んでいるのか、民有林の多い琵琶湖周辺の森林部分については国、県が注力することが大切だ。高齢化が進んでいる今こそ急ぐ調査の必要あり。
コスト意識を持って、更に受益者負担の考えで実施して頂きたい。
この調査の場合、隣接する家々の方々との調整と同意が必要になると思います。啓発活動により個人個人の注意を引いても、それを隣人と接合させる方策が必要と思います。自治会等への出前講座は、司会上手な方が言葉巧みに参加者の賛同を得るようなことができればと思う。難しいが、しかし、現実には里道等がややふやになっている。過去に杭を打つ等して努力された老人たちは、先だたれ現在の主には確たる位置を示すことが難しい状況である。調査を受けても、その基点の正否が不明で回答できなくなり、かえって隣人とのトラブルになるのではないかとという心配もある。
ご近所トラブルや境目がないなどのいろんな問題が身近にもあるので、細かく実施して、わかりやすく納得できる対処をお願いします。県所有の土地についても、この機会に見直して、有効に活用できるように尽力していただきたいです。
一年ほど前から隣の家の方が新築するにあたって我が家との境界線を、問題にしたことがありました。お互いに境界線についていろいろ調べたのですがはっきりとは分からず少しもやもやした状態が発生しました。早急に土地に関して調査が行われることを望みます。
境界杭を移動したり、除去する人が多数みられ、より正確な境界を復元ができるよう、より高度な国家座標との関連性を持たせることを望む。
境界点の確認を行っていくという作業が重要であり、地積の財産などの校正は地権者の都合もあるだろうと思われるので敢えて無理強いすべきでないと思う。
近隣の土地について、水田の大部分は土地改良によって地籍と現地が一致しているが、住宅地やその他の土地については、はっきりしていないし、場所そのものが判らない土地もある、解決できるものなら調査を期待したい。
堅田に住んでいるので『花折断層』も気になるし、琵琶湖に近いので、地盤に水が多く含まれ、建物への影響も気になるので、いろいろ情報提供をして欲しい。してると思うが、こちらの意識も低いのが原因ですね。私のような人の意識を継続的に高める努力もお願いしますね。
県の広報誌に、どこまで地籍調査が進んでいるか、毎号PRを掲載してほしい。大津市と協力いただき、住所の同番をなくすることにも、指導してほしい。
厳格に調査されたらトラブルがおきほしなかと懸念します。その場合は強制力を使ってでもお願いします。いいことです。都市部はそれほど齟齬がないと思いますが、農村部ではごろごろ間違いが出てくると思います。わしの土地や、しらなんだという話をいっぱい聞かなければなりません。そう思うと太閤検地のようなわけには参りません。意地や欲がからんで大変でしょうがやり遂げていただきたいです。
現在マンションに居住しており、標題についてはさほど関心がありませんが、個人の利害関係が発生するので、測量の時期とそのタイミングに注意。以前居住地で問題がこじれたことがあったので、念のため。
現在集合住宅を購入し、居を構えているため、特に自分自身には直接影響がないと思っていますが、今後近隣の道路や公共施設の建設などが必要になった場合、関係ない、といえないと思いますので、順次実施していくことが必要と思います。
現在住んでいるマンションは賃貸なので、地籍調査には関係ないので思いはありません。ただ、実家はどうなっているのか気になりました。
古い住居地区では境界不明瞭でよくもめる原因となっています。土地境界についての情報並びに意見交換できる人脈があるうちに、実施されるのがベストです。是非啓発推進してください。
私の周囲は圃場整備が終わっており、境界確定ができております。しかし、集落内は地籍調査が未整備です。将来的には必要だろうと思います。それを先導してする人がおりません。もっと行政の方から機運を盛り上げないとなかなか、難しいと思います。
私の住んでいる所は新開発住宅地(但し30年前頃に)であり、地籍等は確定しての上での売買だと思いが、以前湖西の開発地域でいい加減な業者による土地が売買された結果、隣地との境界争いの事件が多数発生したことを記憶しているので、不安といえば不安だが、地籍調査が必要な場所と既に確定しているところがあると思うが、それはどうしたらわかるのか、自分のところは調査が必要な地域かどうかもわからないので、それを上記方法で明示してほしい。する必要があるなら必ずしておかないと将来争いの原因になることは間違いないのだから。